平成２５年（フ）第５２５号
京都市西京区大枝北沓掛町１丁目２番地
債務者　今井　直司
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
兵庫県西宮市桜町６番３号　ヴイラセリゼー１Ｂ、前住所大阪市福島区玉川３丁目４番３号
債務者　殿村　祐二
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市築地４丁目４番15号シャーメゾン築地102号
債務者　大村こと　金　　愛子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７６号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目22番14号、前住所兵庫県尼崎市西難波町４―４―３
債務者　結城こと　金　　忠弘
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番８―304号
債務者　前田　裕一
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４８号
奈良市あやめ池南６丁目３番40号
債務者　三國　嘉嗣
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
広島県呉市焼山政畝２丁目６番２号
債務者　古屋敷千穂
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０８号
愛媛県松山市松末２丁目１番21号
債務者　秋山　佐和
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
愛媛県松山市土橋町83番地１　第一セントポールハイツ305号
債務者　佐々木理恵
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
福岡県久留米市大石町574番地１　サンライフコーポＡ棟201号
債務者　仲藤　　治
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８２号
福岡県久留米市合川町2257番地１　ニュー端山ビル501号、前住所兵庫県西宮市薬師町２番50号　ライゼボックス01号
債務者　内川　靖久
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２６号
大分県中津市大字大貞167番地１
債務者　小谷瀬　学
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
大分県豊後高田市呉崎1067番地
債務者　松谷　笑子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅７棟７号
債務者　碇　　安子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７２号
鹿児島県大島郡和泊町大字玉城1138番地
債務者　前原　久子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５４号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳2050番地
債務者　堀口　優子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
山形県新庄市大字萩野3153番地
債務者　庄司　　聡
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
山形地方裁判所新庄支部